

# 令和8年度里海づくり支援事業 募集要項

## I 事業の目的

兵庫県では「豊かで美しいひょうごの海」を実現するため、地域に根差した里海づくり活動の展開を支援する。

令和8年度は、新たに里海づくり活動を始める団体や、これまで里海づくりを担ってきた団体で、活動の場の拡大や、他団体と連携することにより活動の輪を広げるものを対象に、藻場・干潟等の保全・再生・創出など里海づくり活動に必要な経費を補助する。

### <里海づくり活動>

- ・環境省では里海を、人の手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域と定義し、人の手で陸域と沿岸海域を一体的かつ総合的に管理し「望ましい沿岸海域の環境」を確保する活動を里海づくり活動と呼んでいる。
- ・本事業では、藻場・干潟の保全・再生・創出活動をはじめ、植林等の森づくり、海岸清掃など多様な活動を補助対象事業として想定している。

## II 募集にあたる取扱

### 1 補助対象団体

兵庫県内で里海づくり活動を担う地域団体等（民間事業者を除く。）

- ※ 地域団体等とは、特定非営利活動法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合のほか、原則として以下の全ての要件を満たすこと
- ・組織の運営に関する規約またはそれに相当する文書を有していること。
- ・政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ・公序良俗に反する等、適当でないと認められる団体でないこと。

### 2 補助対象事業の種類

下記の(1)から(3)のいずれかに該当する里海づくり活動を補助対象事業<sup>\*</sup>とする。

- (1) 新たに里海づくり活動を開始するものが実施する里海づくり活動
- (2) 活動の場を拡大して実施する里海づくり活動
- (3) 新たに他団体等と連携し活動の輪を拡大して実施する里海づくり活動

※里海づくり活動：人の手で陸域と沿岸海域を一体的かつ総合的に管理し「望ましい沿岸海域の環境」を確保する活動をいい、具体的には、藻場・干潟の保全・再生・創出活動をはじめ、植林等の森づくり、海岸清掃など多様な活動をいう。

### 3 補助率と補助金の額

補助率は10/10の定額とする。

補助金の額は上限500千円/団体とする。

### 4 事業実施期間

補助金交付決定日から令和9年3月12日（金）まで

## 5 応募方法

募集期間	令和8年4月22日(木)～5月22日(金)まで ※応募、採択状況により、募集期間の延長や追加募集する場合がある。
提出方法	兵庫県環境部水大気課にメール等で申請書類を提出すること(募集期間内必着)。 (申請書類提出先・お問い合わせ先) 兵庫県環境部水大気課(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1) E-mail:mizutaiki@pref.hyogo.lg.jp、TEL:078-362-3468
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の申請は、1団体1事業とする。</li> <li>・事業実施予定地の確保、事業実施に伴い必要となる手続等は応募団体の責任で行うこと。</li> <li>・既に申請済の団体と構成メンバーが重複する団体や関連団体は、事務局の判断により不採択とすることがある。</li> <li>・他団体からも補助金を受けている(予定含む)場合は、その補助金の申請書等内容の分かるものを添付すること。</li> <li>・補助金額は、審査結果及び予算により減額する場合があります、別途追加資料の提出をお願いすることがある。</li> <li>・事業計画の変更により補助対象経費に変更がある場合でも、実際に支払われる補助金額は、原則として交付決定された額を上限とする。</li> <li>・採択結果や事業内容等を県HP等で紹介することがある。</li> <li>・事業成果に関する報告会等を開催する場合、事業内容等についての発表をお願いすることがある。</li> <li>・申請の際は、必ず「令和8年度兵庫県環境部補助金交付要綱」及び「令和8年度里海づくり支援事業実施要領」を確認すること。</li> <li>・採択された場合であっても、補助対象となるのは県の交付決定日以降の経費となるため、その点に留意して着手日を設定すること。</li> </ul>

## 6 補助事業の対象となる経費

里海づくり活動に必要な経費として以下のものを想定する。

経費区分	内容	備考
藻場・干潟等の保全・再生・創出など、里海づくり活動に係る経費	資材費、機器等の借料、用船料、潜水作業費、レンタカー・バス借上料、会場使用料、講師謝金・旅費等	
勉強会や先進地視察などに係る経費	講師謝金・旅費、印刷費、会場使用料、レンタカー・バス借上料、旅費等	
その他審査会が必要と認める経費		

(注意点)

- ・経費区分を超える組み合わせも申請可能だが、採択後の経費配分の変更に係る扱いは「令和8年度兵庫県環境部補助金交付要綱」の規定に従うこと。
- ・講師謝金は1時間あたり6,400円を超える分は申請者負担とすること。
- ・宿泊費、食費、振込手数料等は補助対象外とする。
- ・補助対象団体の運営に係る経常的経費(事務所賃借料、職員給与、事務機器の購入、光熱水料、電話代等)、備品購入費(事業計画内容に直接的に関与しない物品に限

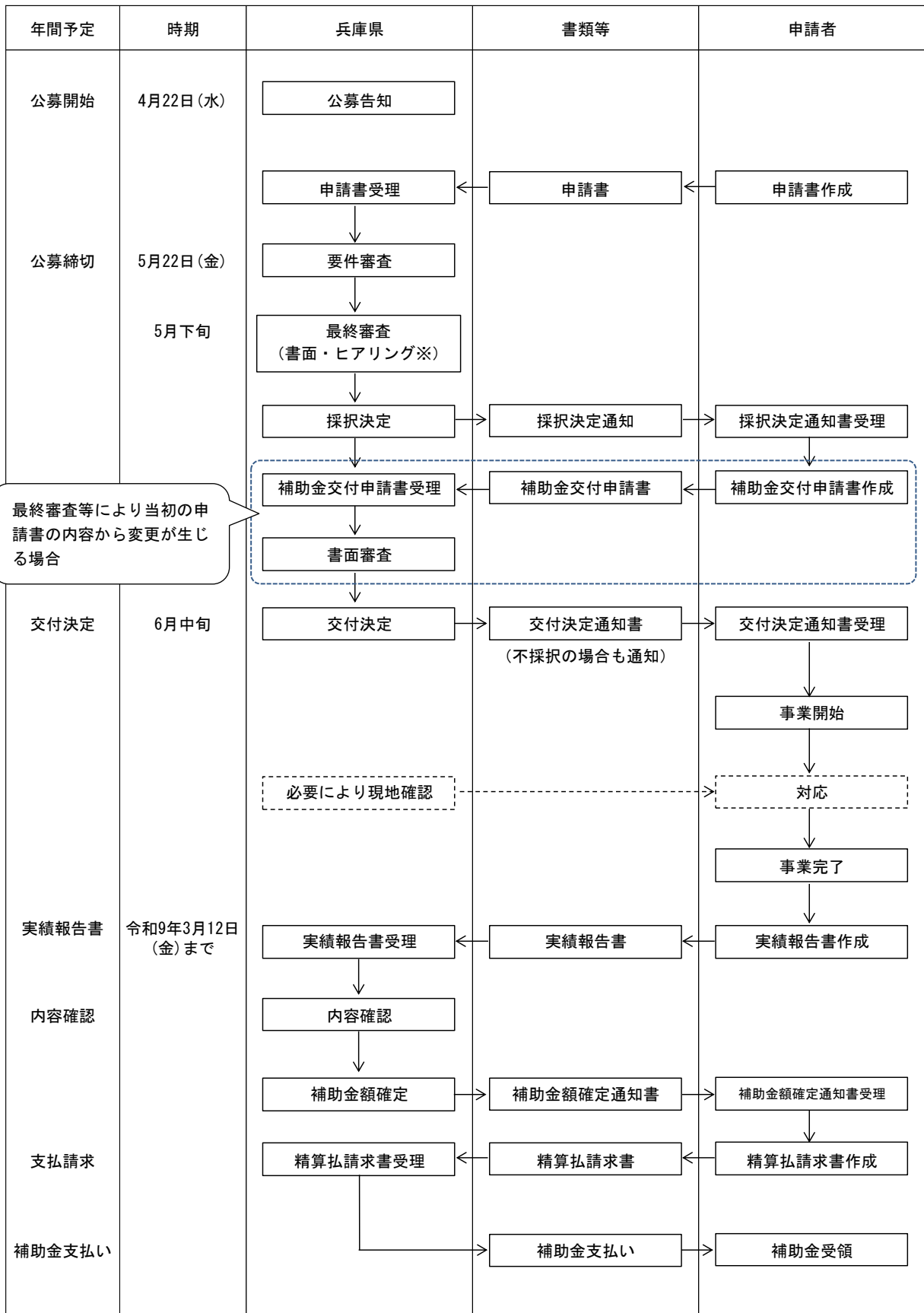
る。)は、補助対象外とする。また、現地で実施する里海づくり活動を伴わない普及啓発等イベントのみ実施するものは、補助対象外とする。

## 7 応募にあたっての申請書類

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第1号の2）
- ③事業実施計画書（別添様式1）
- ④団体等のプロフィール（別添様式2）
- ⑤補助対象事業の詳細（要領様式）
- ⑥実施体制及び実施場所の概要
- ⑦団体の概要が分かる資料（パンフレット等）

※審査に当たって、別途追加資料の提出をお願いすることがある。

## 8 令和8年度事業スケジュール



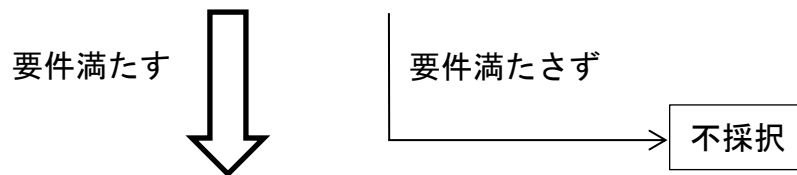
※原則ヒアリングを実施することとしますが、書面審査のみに変更する場合があります。

## 9 審査

事務局による要件審査を経た申請に対して、書面審査及びヒアリングを実施し、審査基準に基づき審査を行います。審査の採点結果に基づき、得点上位の事業から採択します。

### ① 要件審査

要件項目
募集要項の要件を満たしている
応募団体等の活動内容



### ② 最終審査 (審査基準)

大項目	評価項目
1 事業の目的	事業の目的が明確であり、かつ、適切であるか。
2 計画・費用の妥当性	事業計画、スケジュールが実現可能であるか。
	事業内容に見合った経費積算であるか。
3 事業の効果 (地域に根差した 里海づくり活動の 展開、発展性、地 域への波及)	「新たな里海づくり活動」の展開が図れていると評価できるか。 (新たな活動、活動の場の拡大、活動の輪の拡大)
	事業実施により、その事業目的・目標が、里海づくりに着実に繋がっていると評価できるか。
	活動の場の周辺住民等を巻き込んだ普及啓発効果が見込めるか。 (活動内容の容易さ、波及効果)
4 団体の体制	団体として、事業実施体制が整備されているか。 (専門家やアドバイザーとの連携など)
	継続的な事業実施が期待できる組織であるか。 (活動歴、会員数、会員の年齢構成など)
5 事業区分 (自動加点)	—